

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水・浸水害】

本市を流れる河川　〔富雄川〕　〔竜田川〕　〔天の川〕　〔山田川〕

それぞれの河川の最上流部に位置し川幅は狭い。堤防はなく掘り込み構造となっている。

そのため、堤防が決壊し、大規模な範囲で長時間浸水するような外水氾濫を起こすことは無い。しかし、川幅の狭さから短時間に大量の降水があると水位が急上昇し、溢水が発生する。雨量が減少すると急速に水位が下降する。

また、上記の河川へ流れ込む川や水路でも水位が上昇し、内水氾濫が起こりやすい。

富雄川、竜田川の2河川には浸水想定区域（浸水深2m程度）が指定されている。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）

【土砂災害】

本市は西側に生駒山、東側に矢田丘陵、西ノ京丘陵に囲まれ、市域のほとんどが傾斜地である。市内には土砂災害警戒区域は356箇所、土砂災害特別警戒区域は285箇所指定されている。

そのため、市内各所で土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生する危険性がある。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）

【地震災害(活断層地震)】

本市で想定される地震災害で最も被害が大きいと想定されているのが生駒断層によるもので、市内最大震度は7、多くの地域が震度6強の揺れとなる。

全半壊家屋が約13,000棟、死傷者は最大約2,400人となる想定。

【地震災害(海溝型地震)】

今後30年間に70%～80%の確率で発生することが予測されている南海トラフを震源とする地震。地震の規模が大きく広範囲にわたり被災する可能性が高い。本市の震度は概ね震度6弱の揺れとなる。

全半壊家屋は約5,700棟、死傷者は最大約800人となる想定。

この地震では、太平洋側の多くの地域が被災するため、近隣や他の自治体からの支援、応援を受けることは不可能となる。

【感染症】

新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していないような感染症については、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

自然災害ではないが、災害対策基本法の定義では、大規模火災（市街地、林野火災、トンネル火災）、危険物等の事故（石油類、火薬、ガス、毒物、放射性物質等）、重大事故（自動車、鉄道、航空機、大規模停電、水道施設等）についても災害と定義されている。

本市の特徴として、市内に住居があり市外に通勤通学している人口が多く、昼間に災害が発生し、交通網が停止すると、帰宅困難となった市民が一定期間、帰宅できないと考えられる。また、市内事業所においては自宅に戻ることができない従業員が多数発生することや、道路等の通行不可による物流機能の低下や、停電等による生産活動の低下が想定される。

（2）商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,817事業所
- ・小規模事業者数 2,171事業所

資料：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	208	169	市北部に多い
	建設業	153	149	市内広域
	卸売・小売業	681	413	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	サービス業	895	651	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	その他	880	789	住宅地域に多い

（3）これまでの取組み

1) 本市の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災講習会の開催
- ・防災備品の備蓄
- ・生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 本所の取組み

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・事業者B C P策定セミナーの開催

II 課題

【本市の課題】

- ・市内の事業所は、北部地域の「学研生駒テクノエリア」と「高山サイエンスタウン」内に中規模以上の製造業を中心とした企業が集積している。しかし市内全域を見ると、比較的小規模な事業所が点在しており、事業所の規模の違い等から、災害に対するリスクの把握や防災への取組み、災害発生時の対応など防災への意識が統一されていない。
- ・本市では、過去に大きな被害に見舞われた経験が少なく、緊急対応や平常時からの取組みなどを推進することのできる人材が少ないと「B C P（業務継続計画）」の策定が進まない理由の一つとなっている。

【本所の課題】

- ・市内では、小規模事業者が多く、防災時の対応等へ意識が生まれない事業者が多い。
- ・緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。
- ・感染症に対するガイドラインを遵守し、感染対策の徹底ができていない事業所がある。
- ・B C Pを策定している事業所はあるが、自然災害を想定しており、感染症対策を盛り込んでいない事業所がある。

III 目標

- ・市内事業所に対し、それぞれの災害リスク・感染症リスクを認識してもらい、事前対策や「B C P(業務継続計画)」の必要性を周知する。
- ・それぞれの事業所に応じた「B C P(業務継続計画)」の作成や計画に基づく防災訓練の実施、情勢の変化により、必要に応じた計画の修正などを積極的に支援していく。
- ・保険・共済に対する助言を行える「経営指導員」の育成に努める。
- ・災害時や感染症発生時における情報伝達が速やかに行えるよう各事業所と商工会議所、商工会議所と市との間で、平常時から連絡体制を強化する。
- ・会員事業所に対し、B C P策定支援を年間5社実施する。
- ・休業補償付帯の損害保険・共済制度の加入件数を令和7年度終了までに65件とする。
- ・会員事業所向けのセミナーを年1回以上実施する。
- ・会員事業所に対し、奈良県や本市の状況に応じた的確な情報発信を行っていく。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本所と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成13年に本所と本市が締結した「災害時における生活物資の調達、供給等に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市広報、本所及び本市ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・常に新型ウイルス感染症等の最新の正しい情報を入手し、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等の有効な手段を周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・本所は、令和元年度事業継続計画を作成し、令和2年度事業継続計画に感染症対応を追加（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・本所会員の損害保険会社5社から専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・生駒市事業継続力強化支援協議会（構成員：本所経営支援体制整備委員会、本市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模災害が発生したと想定し、必要に応じて本所と本市が連携する訓練や研修会を実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、以下の手順で市内の被害状況を把握し、奈良県へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

ア 地震災害

- ・地震発生後2時間以内に職員の安否報告や業務従事の可否の確認を行う。
- ・本所施設の安全確認と被災状況を確認し、迅速に業務が継続できるよう復旧を行う。
- ・市災害対策本部の設置（震度5強以上）を目安とし、本所においても災害対応体制を確立し、会員事業所の被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し本所と本市で共有する。

イ 風水害

- ・職員間の連絡体制を確保しておく。
- ・会員事業所に被害が発生した場合はその被害状況を確認し、本所と本市で共有する。

ウ感染症

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、生駒市における感染症対策本部の方針に基づき本所による感染症対策を速やかに行う。
- ・会員事業所に対し、感染防止対策を呼びかけるとともに、感染者発生の情報収集を行い、本市と情報を共有する。また、必要に応じて対応への助言、指導を行う。

2) 応急対策の方針決定

【自然災害の場合】

- ・本所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、本所と本市は、積極的に被害情報等の共有に取組み、被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

・被害規模の目安

被害規模の状況	被害状況の目安
大規模な被害が発生 (※)	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害が発生	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

(※) 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【感染症の場合】

- ・本市で取りまとめた「生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、職員の感染を予防し、体制維持に向けた対策を実施する。

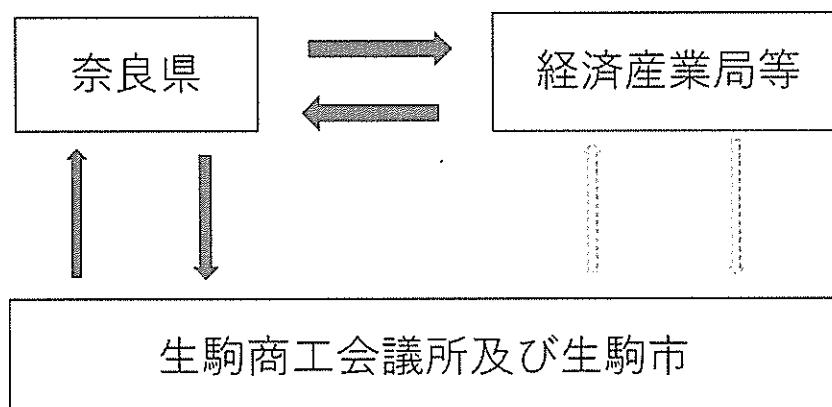
国外発生期	国外での発生状況の情報発信・注意喚起を行う。
国内発生期	職員に対して感染予防対策の徹底を行い、感染症の情報や対策を周知する。また、感染が拡大してきた場合に備え、勤務体制見直しや相談窓口の設置準備を行う。

県内・市内発生期	職員の感染予防対策をしての事業を継続し、県内・市内の感染状況の確認や事業者への影響の把握・支援策の提供を行う。収集した情報は、本所と本市で共有し、必要に応じて奈良県に報告する。
小康期	職員の感染予防対策をし、相談窓口の縮小及び撤収を行う。

(※) 防災や感染症対策に関する計画に変更がある場合、本所と本市で協議の上、上記の対応を変更する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・発災時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことを決める。
- ・本所と本市は被害状況を奈良県の指定する方法により情報収集・共有し、奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本所と本市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて、奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口は、本所と本市の協議の上、開設する。(本所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・被災事業者支援施策について、本所と本市のH P、F A X、メール等の使用可能な手段を用いて、市内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を速やかに行う。

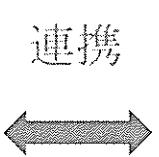
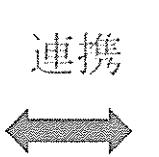
<5. 市内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、本所と本市の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和2年12月現在)		
(1) 実施体制 (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)		
<p>生駒商工会議所 (本部) 法定経営指導員</p>	<p>連携</p> 	<p>生駒市 商工観光課</p>
		<p>連携</p> 
		<p>生駒市 防災安全課</p>
(2) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項」に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 鼻野祥明 (連絡先は後述 (3) ①参照)		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組みの企画し、実行する。 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) を行う。		
(3) 商工会議所、関係市町村連絡先		
①商工会議所 生駒商工会議所 総務運営課 〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 TEL : 0743-74-3515 / FAX : 0743-74-9185 E-mail : info@ikomacci.or.jp		
②関係市町村 生駒市 地域活力創生部 商工観光課 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38 TEL : 0743-74-1111 / FAX : 0743-74-9100 E-mail : keizai@city.ikoma.lg.jp		
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	200	150	200	200
・パンフ、チラシ作成費	50	100	50	50	50
・セミナー開催費	40	90	90	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・専門家派遣費				40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、生駒市補助金、奈良県補助金、事業収入、寄付金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
【洪水・浸水】	<p>本市を流れる河川　〔富雄川〕　〔竜田川〕　〔天の川〕　〔山田川〕</p> <p>それぞれの河川の最上流部に位置し川幅は狭い。堤防はなく掘り込み構造となっている。</p> <p>そのため、堤防が決壊し、大規模な範囲で長時間浸水するような外水氾濫を起こすことは無い。しかし、川幅の狭さから短時間に大量の降水があると水位が急上昇し、溢水を発生する。雨量が減少すると急速に水位が下降する。</p> <p>また、上記の河川へ流れ込む川や水路でも水位が上昇し、内水氾濫が起こりやすい。富雄川、竜田川の2河川には浸水想定区域（浸水深2m程度）が指定されている。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）</p>
【土砂災害】	<p>本市は西側に生駒山、東側に矢田丘陵、西ノ京丘陵に囲まれ、市域のほとんどが傾斜地である。市内には土砂災害警戒区域は356箇所、土砂災害特別警戒区域は285箇所指定されている。</p> <p>そのため、市内各所で土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生する危険性がある。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）</p>
【地震災害(活断層地震)】	<p>本市で想定される地震災害で最も被害が大きいと想定されているのが生駒断層によるもので、市内最大震度は7、多くの地域が震度6強の揺れとなる。</p> <p>全半壊家屋が約13,000棟、死傷者は最大約2,400人となる想定。</p>
【地震災害(海溝型地震)】	<p>今後30年間に70%～80%の確率で発生することが予測されている南海トラフを震源とする地震。地震の規模が大きく広範囲にわたり被災する可能性が高い。本市の震度は概ね震度6弱の揺れとなる。</p> <p>全半壊家屋は約5,700棟、死者は最大約1,000人となる想定。</p> <p>この地震では、太平洋側の多くの地域が被災するため、近隣や他の自治体からの支援、応援を受けることは不可能となる。</p>
【その他】	<p>自然災害ではないが、災害対策基本法の定義では、大規模火災（市街地、林野火災、トンネル火災）、危険物等の事故（石油類、火薬、ガス、毒物、放射性物質等）、重大事故（自動車、鉄道、航空機、大規模停電、水道施設等）についても災害と定義されている。</p> <p>本市の特徴として、市内に住居があり市外に通勤通学している人口が多く、昼間に災害が発生し、交通網が停止すると、帰宅困難となった市民が一定期間、帰宅できないと考えられる。また、市内事業所においては自宅に戻ることができない従業員が多数発生することや、道路等の通行不可による物流機能の低下や、停電等による生産活動の低下が想定さ</p>

れる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,817事業所
- ・小規模事業者数 2,171事業所

資料：総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	208	169	市北部に多い
	建設業	153	149	市内広域
	卸売・小売業	681	413	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	サービス業	895	651	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	その他	880	789	住宅地域に多い

(3) これまでの取組み

1) 本市の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災講習会の開催
- ・防災備品の備蓄

2) 本所の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

II 課題

【本市の課題】

- ・市内の事業所は比較的小規模な事業所が点在しているが、その中でも「学研生駒テクノエリア」と「高山サイエンスタウン」内には、中規模以上の製造業を中心とした企業が集積している。
- ・事業所の規模に違いはあるが、災害に対するリスクの把握や防災への取組み、災害発生時の対応など防災への意識が統一されていない。
- ・本市では、過去に大きな被害に見舞われた経験が少なく、緊急対応や平常時からの取組みなどを推進することのできる人材が少ないとても「BCP(業務継続計画)」の策定が進まない理由の一つとなっている。

【本所の課題】

- ・市内では、小規模事業者が多く、防災時の対応等へ意識が生まれない事業者が多い。
- ・緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。

III 目標

- ・市内事業所に対し、それぞれの災害リスクを認識してもらい、事前対策や「B C P（業務継続計画）」の必要性を周知する。
- ・それぞれの事業所に応じた「B C P（業務継続計画）」の作成や計画に基づく防災訓練の実施、必要に応じた計画の修正などを積極的に支援していく。
- ・保険・共済に対する助言を行える「経営指導員」の育成に努める。
- ・災害時における情報伝達が速やかに行えるよう各事業所と商工会議所、商工会議所と市との間で、平常時から連絡体制を構築する。
- ・会員事業所に対し、B C P策定支援を年間5社実施する。
- ・休業補償付帯の損害保険・共済制度の加入件数を令和7年度終了までに65件とする。
- ・会員事業所向けのセミナーを年1回以上実施する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本所と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成13年に本所と本市が締結した「災害時における生活物資の調達、供給等に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・本所は、令和元年度事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・本所会員の損害保険会社5社から専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・生駒市事業継続力強化支援協議会（構成員：本所経営支援体制整備委員会、本市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大型地震・大型台風が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、以下の手順で市内の被害状況を把握し、奈良県へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後2時間以内に職員の安否報告や業務従事の可否の確認を行う。
- ・原則、市災害対策本部の設置を目安とし、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本所と本市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

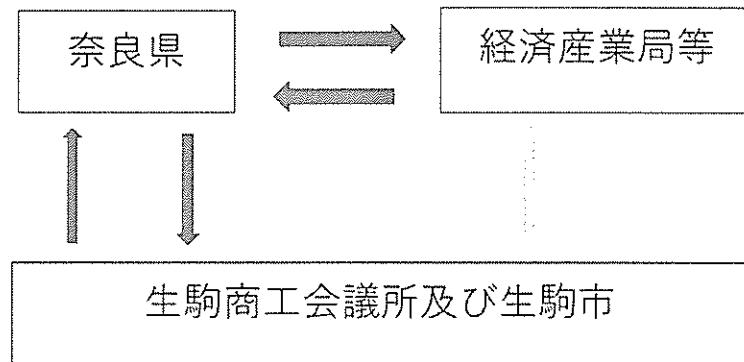
- ・本所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、本所と本市は、積極的に被害情報等の共有に取組み、被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・被害規模の目安

被害規模の状況	被害状況の目安
大規模な被害が発生 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

(※) 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・発災時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことを決める。
- ・本所と本市は被害状況を奈良県の指定する方法により情報収集・共有し、奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口は、市と協議のうえ開設する。(本所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・被災事業者支援施策について、本所と本市のHP、FAX、メール等の使用可能な手段を用いて、市内小規模事業者へ周知する。

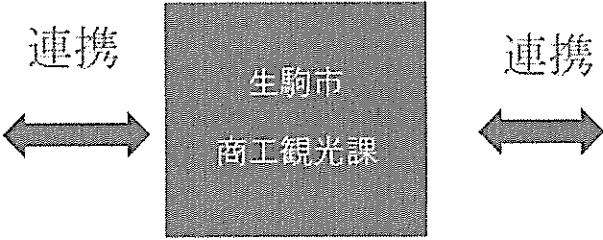
<5. 市内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、本所と本市の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
		(令和元年12月現在)
<p>(1) 実施体制（商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）</p>		
<p>生駒商工会議所 (本部) 法定経営指導員</p>	<p>連携</p> 	<p>生駒市 商工観光課</p> <p>連携</p> <p>生駒市 防災安全課</p>
<p>(2)「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項」に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>①当該経営指導員の氏名、連絡先 　経営指導員 鼻野祥明 (連絡先は後述 (3) ①参照)</p> <p>②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う 　・本計画の具体的な取組みの企画や実行 　・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）</p>		
<p>(3) 商工会議所、関係市町村連絡先</p> <p>①商工会議所 　生駒商工会議所 総務運営課 　〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 　TEL : 0743-74-3515 / FAX : 0743-74-9185 　E-mail : info@ikomacci.or.jp</p> <p>②関係市町村 　生駒市 地域活力創生部 商工観光課 　〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38 　TEL : 0743-74-1111 / FAX : 0743-74-9100 　E-mail : keizai@city.ikoma.lg.jp</p> <p>※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。</p>		

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
必要な資金の額	100	200	150	200	200
・パンフ、チラシ作成費	50	100	50	50	50
・セミナー開催費	40	90	90	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・専門家派遣費				40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、生駒市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
<p>【洪水・浸水害】 本市を流れる河川　〔富雄川〕　〔竜田川〕　〔天の川〕　〔山田川〕 それぞれの河川の最上流部に位置し川幅は狭い。堤防はなく掘り込み構造となっている。 そのため、堤防が決壊し、大規模な範囲で長時間浸水するような外水氾濫を起こすことは無い。しかし、川幅の狭さから短時間に大量の降水があると水位が急上昇し、溢水<u>が</u>発生する。雨量が減少すると急速に水位が下降する。 また、上記の河川へ流れ込む川や水路でも水位が上昇し、内水氾濫が起こりやすい。 富雄川、竜田川の2河川には浸水想定区域（浸水深2m程度）が指定されている。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）</p>	
<p>【土砂災害】 本市は西側に生駒山、東側に矢田丘陵、西ノ京丘陵に囲まれ、市域のほとんどが傾斜地である。市内には土砂災害警戒区域は356箇所、土砂災害特別警戒区域は285箇所指定されている。 そのため、市内各所で土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害が発生する危険性がある。（生駒市土砂災害ハザードマップ参照）</p>	
<p>【地震災害(活断層地震)】 本市で想定される地震災害で最も被害が大きいと想定されているのが生駒断層帯によるもので、市内最大震度は7、多くの地域が震度6強の揺れとなる。 全半壊家屋が約13,000棟、死傷者は最大約2,400人となる想定。</p>	
<p>【地震災害(海溝型地震)】 今後30年間に70%～80%の確率で発生することが予測されている南海トラフを震源とする地震。地震の規模が大きく広範囲にわたり被災する可能性が高い。本市の震度は概ね震度6弱の揺れとなる。 全半壊家屋は約5,700棟、死傷者は最大約800人となる想定。 この地震では、太平洋側の多くの地域が被災するため、近隣や他の自治体からの支援、応援を受けることは不可能となる。</p>	
<p>【感染症】 新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していないような感染症については、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p>	

【その他】

自然災害ではないが、災害対策基本法の定義では、大規模火災（市街地、林野火災、トンネル火災）、危険物等の事故（石油類、火薬、ガス、毒物、放射性物質等）、重大事故（自動車、鉄道、航空機、大規模停電、水道施設等）についても災害と定義されている。

本市の特徴として、市内に住居があり市外に通勤通学している人口が多く、昼間に災害が発生し、交通網が停止すると、帰宅困難となった市民が一定期間、帰宅できないと考えられる。また、市内事業所においては自宅に戻ることができない従業員が多数発生することや、道路等の通行不可による物流機能の低下や、停電等による生産活動の低下が想定される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,817事業所
- ・小規模事業者数 2,171事業所

資料：総務省統計局「平成28年経済センサス－活動調査」

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製造業	208	169	市北部に多い
	建設業	153	149	市内広域
	卸売・小売業	681	413	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	サービス業	895	651	駅周辺・幹線道路沿いに多い
	その他	880	789	住宅地域に多い

(3) これまでの取組み

- 1) 本市の取組み
 - ・防災計画の策定、防災訓練の実施
 - ・防災講習会の開催
 - ・防災備品の備蓄
 - ・生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 2) 本所の取組み
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者BCP策定セミナーの開催

II 課題**【本市の課題】**

- ・市内の事業所は、北部地域の「学研生駒テクノエリア」と「高山サイエンスタウン」内に中規模以上の製造業を中心とした企業が集積している。しかし市内全域を見ると、比較的小規模な事業所が点在しており、事業所の規模の違い等から、災害に対するリスクの把握や防災への取組み、災害発生時の対応など防災への意識が統一されていない。
- ・本市では、過去に大きな被害に見舞われた経験が少なく、緊急対応や平常時からの取組みなどを推進するとのできる人材が少ないととも「BCP（業務継続計画）」の策定が進まない理由の一つとなっている。

【本所の課題】

- ・市内では、小規模事業者が多く、防災時の対応等へ意識が生まれない事業者が多い。
- ・緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。
- ・感染症に対するガイドラインを遵守し、感染対策の徹底ができていない事業所がある。
- ・B C Pを策定している事業所はあるが、自然災害を想定しており、感染症対策を盛り込んでいない事業所がある。

III 目標

- ・市内事業所に対し、それぞれの災害リスク・感染症リスクを認識してもらい、事前対策や「B C P(業務継続計画)」の必要性を周知する。
- ・それぞれの事業所に応じた「B C P(業務継続計画)」の作成や計画に基づく防災訓練の実施、情勢の変化により、必要に応じた計画の修正などを積極的に支援していく。
- ・保険・共済に対する助言を行える「経営指導員」の育成に努める。
- ・災害時や感染症発生時における情報伝達が速やかに行えるよう各事業所と商工会議所、商工会議所と市との間で、平常時から連絡体制を強化する。
- ・会員事業所に対し、B C P策定支援を年間5社実施する。
- ・休業補償付帯の損害保険・共済制度の加入件数を令和7年度終了までに65件とする。
- ・会員事業所向けのセミナーを年1回以上実施する。
- ・会員事業所に対し、奈良県や本市の状況に応じた的確な情報発信を行っていく。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本所と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成13年に本所と本市が締結した「災害時における生活物資の調達、供給等に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市広報、本所及び本市ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者B C Pに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・常に新型ウイルス感染症等の最新の正しい情報を入手し、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策等の有効な手段を周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・本所は、令和元年度事業継続計画を作成し、令和2年度事業継続計画に感染症対応を追加(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・本所会員の損害保険会社5社から専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者B C P等取組状況の確認
- ・生駒市事業継続力強化支援協議会（構成員：本所経営支援体制整備委員会、本市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模災害が発生したと想定し、必要に応じて本所と本市が連携する訓練や研修会を実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、以下の手順で市内の被害状況を把握し、奈良県へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

ア 地震災害

- ・地震発生後2時間以内に職員の安否報告や業務従事の可否の確認を行う。
- ・本所施設の安全確認と被災状況を確認し、迅速に業務が継続できるよう復旧を行う。
- ・市災害対策本部の設置（震度5強以上）を目安とし、本所においても災害対応体制を確立し、会員事業所の被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し本所と本市で共有する。

イ 風水害

- ・職員間の連絡体制を確保しておく。
- ・会員事業所に被害が発生した場合はその被害状況を確認し、本所と本市で共有する。

ウ感染症

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、生駒市における感染症対策本部の方針に基づき本所による感染症対策を速やかに行う。
- ・会員事業所に対し、感染防止対策を呼びかけるとともに、感染者発生の情報収集を行い、本市と情報を共有する。また、必要に応じて対応への助言、指導を行う。

2) 応急対策の方針決定

【自然災害の場合】

- ・本所と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、本所と本市は、積極的に被害情報等の共有に取組み、被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・被害規模の目安

被害規模の状況	被害状況の目安
大規模な被害が発生 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・市内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

(※) 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

【感染症の場合】

- ・本市で取りまとめた「生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、職員の感染を予防し、体制維持に向けた対策を実施する。

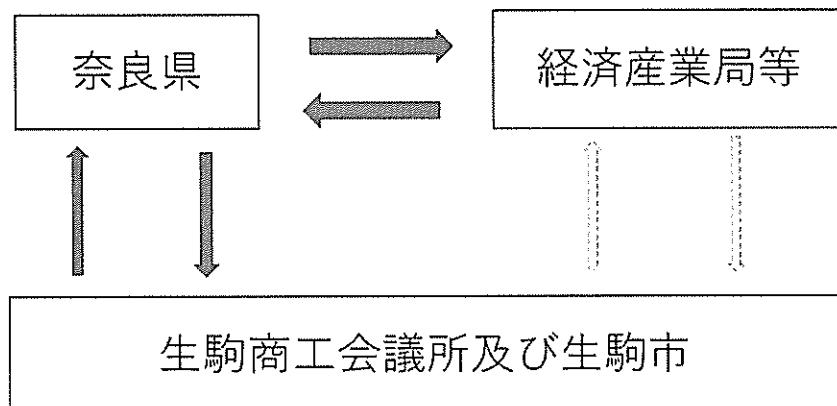
国外発生期	国外での発生状況の情報発信・注意喚起を行う。
国内発生期	職員に対して感染予防対策の徹底を行い、感染症の情報や対策を周知する。また、感染が拡大してきた場合に備え、勤務体制見直しや相談窓口の設置準備を行う。

<u>県内・市内発生期</u>	<u>職員の感染予防対策をしての事業を継続し、県内・市内の感染状況の確認や事業者への影響の把握・支援策の提供を行う。収集した情報は、本所と本市で共有し、必要に応じて奈良県に報告する。</u>
<u>小康期</u>	<u>職員の感染予防対策をし、相談窓口の縮小及び撤収を行う。</u>

(※) 防災や感染症対策に関する計画に変更がある場合、本所と本市で協議の上、上記の対応を変更する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・発災時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことを決める。
- ・本所と本市は被害状況を奈良県の指定する方法により情報収集・共有し、奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本所と本市が共有した情報を奈良県の指定する方法にて、奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口は、本所と本市の協議の上、開設する。（本所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・被災事業者支援施策について、本所と本市のHP、FAX、メール等の使用可能な手段を用いて、市内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を速やかに行う。

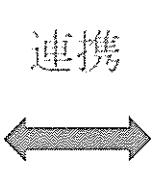
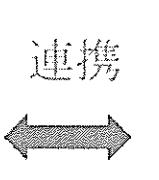
<5. 市内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、本所と本市の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和2年12月現在)		
(1) 実施体制 (商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)		
<p>生駒商工会議所 (本部) 法定経営指導員</p>	<p>連携</p> 	<p>生駒市 商工観光課</p>
		<p>連携</p> 
		<p>生駒市 防災安全課</p>
(2) 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項」に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制		
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 鼻野祥明 (連絡先は後述 (3) ①参照)		
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組みの企画し、実行する。 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) を行う。		
(3) 商工会議所、関係市町村連絡先		
①商工会議所 生駒商工会議所 総務運営課 〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12 TEL : 0743-74-3515 / FAX : 0743-74-9185 E-mail : info@ikomacci.or.jp		
②関係市町村 生駒市 地域活力創生部 商工観光課 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38 TEL : 0743-74-1111 / FAX : 0743-74-9100 E-mail : keizai@city.ikoma.lg.jp		
※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	100	200	150	200	200
・パンフ、チラシ作成費	50	100	50	50	50
・セミナー開催費	40	90	90	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・専門家派遣費				40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、生駒市補助金、奈良県補助金、事業収入、 <u>寄付金</u> 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。